

西原町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 西原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 沖縄総合事務局運輸部
- (3) 道路管理者
- (4) 沖縄県浦添警察署
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 町民
- (9) 西原町副町長
- (10) その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議決の方法は、原則全会一致とする。ただし、成立しない場合においては、出席者の過半数をもって決する。

6 交通会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第 6 条 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(相談等窓口)

第 7 条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、企画政策課に連絡・通報窓口を設置する。

(協議結果の取扱い)

第 8 条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の後最初に開かれる委員会の会議は、第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、町長が招集する。